

長崎高教組新聞

発行
〒890-0013 長崎市川中丁2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合

☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 大場雅信
購読料 一部10円
組合員は組合費に含む

メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

2014年度からの「再任用制度」で県教委と交渉

「希望する職員を原則としてフルタイムで再任用」「本人が短時間を希望すれば基本的に短時間」等を確認

高教組は、県教委が8月21日に提案していた「雇用と年金の接続に係る再任用制度」に対する交渉を9月6日と10日におこないました。

6日の参加者は、本部役員6人に加えて五島支部前田書記長の7人、県教委は教職員課長他6人が対応しました。

事評価が最低ランクの場合再任用しない、「定年前退職者は再任用しない」、「自動車事故を理由に再任用対象者名簿から削除」など、再任用希望者に対する選別排除が露骨に提案されている県もあることから、「希望者全員を必ず再任用すること」を第一に求めました。これに対して県教委は「原則として希望者はフルタイムで再任用する」「希望があれば極力それに対応していく」と回答しました。



▲ 9月6日の県教委交渉 右側が高教組

次に、高教組は短時間勤務で採用する場合もあるという提案内容に関して、「職員の年齢構成の適正化を図る観点から再任用を希望する職員をフルタイム職に再任用することが困難と認められる場合は短時間勤務の職に再任用する」ということは、職員の生活にかかわる雇用

10日の交渉には、本部役員5人に加えて長崎支部の大野支部長が参加しました。

交渉の中で高教組が、6日の交渉で問題にした、職員の年齢構成の適正化を理由にフルタイムではなく短時間で再任用する場合について、具体的にどのようなことを想定しているのかを質すと、県教委は「例えば美術はそもそもフルタイムで勤務している学校が少なく、再任用を希望する人が1時間以内に通勤することのできる範囲に1、2校しかない場合、それらの学校に空きがないことも想定される」と回答しました。

高教組は、無年金期間の生活保障のためにフルタイムが基本としているのだから、それができない場合というのは、ごく限られた特例的な場合だけにすべきであること、仮にフルタイムが困難な場合は、臨時的任用など他の形の生活保障の選択肢も示す必要があることを主張しました。

これに対して県教委は「ただし書きで規定している部分だから、ただし書きの方が多いとか頻繁にある」と回答し、フルタイムでの再任用が困難な場合が生じたら、臨時的任用も選択肢として示すことを回答しました。

定数配置について 三つの点で努力することを確認

再任用の定数外扱いについて高教組は、「国の財政措置がなければ定数外扱いができないというのであれば、再任用が増えることによる他の職員の負担増について県教委としてどんな努力をするのか」と迫りました。これに対して県教委は「短時間の勤務時間を増やすので、短時間3人で定員1という扱いはできなくなるが、2人配置の学校について、学校の状況を調べて、実情に応じて非常勤講師を付けることや定数を食わない形で短時間をもう1人つけるという対応は可能」と回答しました。高教組は、提示された2つの対応に加え、再任用者をできるだけ分散して配置するように努力することを求め、県教委もそれを含めた3点で努力することを確認しました。

新しい再任用の提案内容について、交渉の確認も含めて裏面にまとめています。

また、教諭の短時間勤務者の勤務時間が従来より4時間程度増加することについては、それに伴って賃金が月14万弱になること、職務内容はこれまでとかわらないこと、授業の持ち時間数のめどは今後協議することを確認しました。

長崎県庁での要請行動では、長崎高教組から大場委員長、馬場書記長、今泉執行委員、五十嵐是日高教中央執行委員、永尾佐賀高教組副委員長、新婦人、県労連、長崎私教連計9人が参加しました。県側の参加者は教育委員会、知事部局から計9人参加、対応しました。

教組共闘九州ブロック 修学・進路の保障を求める 自治体要請九州キャラバン実施!

長崎高教組は、8月20日、23日にかけてとりくまれた修学・進路保障要請九州自治体キャラバンに今年度も参加しました。長崎を皮切りに九州全県の県庁を訪問し、各県の教育委員会と雇用担当課との交渉をおこないました。要請の主な内容は、子どもたちの修学保障に関すること、高校生への就職保障に関すること、修学保障については、教育活動に必要な学校納付金の無償化、給付制奨学金の創設、高校授業料不徴収の拡充、高校生修学支援基金の延長などを求めました。

また、就職保障に関しては、「高校・大学新卒者雇用特別対策」のための企業への奨励金制度延長、高校への就職支援員の増員、正規雇用の拡大、職業訓練期間等への入学金・学費の援助制度、障害者法定雇用率の達成、高校生に対して働くルールを学ぶ機会を提供することなどを求めました。

長崎県庁での要請行動では、長崎高教組から大場委員長、馬場書記長、今泉執行委員、五十嵐是日高教中央執行委員、永尾佐賀高教組副委員長、新婦人、県労連、長崎私教連計9人が参加しました。県側の参加者は教育委員会、知事部局から計9人参加、対応しました。



修学と進路を保障し 高校生・青年の未来をひらく 九州キャラバン 教組共闘九州ブロック

新規高卒・大学卒の正規雇用の拡大について県・県内企業を中心に全国2万社に採用拡大を要請

長崎以外の九州各県への要請行動には、大場委員長が参加しました。各県の状況の違いはあるものの、各県とも要請内容に対しては誠実な回答がありました。とくに高校授業料不徴収の所得制限導入に対してはすべての県が懸念を示しており、導入を国が強行したとしても、事務室での具体的な処置作業は困難を極めることが県教委からも話題に上り、今後のとりくみがいっそう重要になることが明らかになりました。

日本史の教科書選定について県教委と折衝

「学校現場の意向を尊重しよう」という姿勢は変わらぬ

東京都や神奈川県では、高校の日本史の教科書選定に都教委や県教委が介入して、実教出版の教科書を希望していた高校が、他社の教科書への変更を余儀なくされる事態が起こっていることが新聞等で報道されています。

県教委「一つの部分ではなく教科書全体を見て判断すべき」

折衝では、まず高教組から、この問題についての日高教文部長談話を手渡し、①教科書の採択は教育課程編成権に属するものであり、学校現場の要望が最大限尊重されなければならぬ、②都教委等の行為は、文科省の検定で認められた記述について「考えが異なる」として排除しようとする「二重検定」であり、到底認められない、③「考えが異なる」として最初から排除することは、多様な価値観を否定する、民主主義の自殺行為である、と指摘し、県教委の考え方を質しました。

これに対して県教委は、「県教委としては、教科書の採択については、従来から、学校現場の意向を尊重するというスタンスをとってきており、それに変化はない」「東京や神奈川の動きがあるからと言って、各学校に何か伝

「旅行諸費の見直しについて県教委と交渉 教職員が自己負担をめぐり強く要求

9月6日、再任用制度についての交渉に引き続き、国内旅費の見直しについても交渉をおこないました。

これは、県教委が3月に提案をおこなっていたが、給与削減交渉のために、給与交渉が重なったままになってしまった。その内容は「実費弁償の観点から旅行諸費等について、国や他の都道府県の動向を踏まえ支給方法を見直す」というものです。具体的には、「県内旅行と県外旅行で公共交通機関を利用しない場合」として、旅行諸費を支給しない(図参考)です。

高教組は、「学校によつては、駐車料金がでないなどの報告が高教組にあがっている。学校で支給の対応が違うのではおかしい。実費弁償というのであれば、駐車料金などの学校でも一律に実費は完全に保障されるべきだ」と追及しました。これに対して県教委は、

いないとして、手続きが終了後に状況を明らかにすることを確認しました。

今年度の学校現場での教科書の選定作業は終了していますが、今後とも、外部からの不当な介入を許さないよう、十分な注意が必要と見られます。

新しい再任用制度について 県教委交渉で明らかになった提案内容

1. 年金支給年齢に達するまでの年度再任用を希望する場合は、フルタイムで再任用することを原則とする。ただし、年齢構成の適正化の観点から必要な場合(人事上物理的に困難な場合)、又は本人が希望した場合には短時間勤務で再任用する。 ※これまで短時間勤務を認めないであった職についても、海事職職以外は認める。(短時間勤務は全ての職で19時間25分)
 2. 年金支給年齢に達した後の年度教諭については、短時間勤務を基本とする。上記の※については引き続き適用する。
- ◆現在再任用されている人についても、来年度以降は2の内容を適用する。
 - ◆従来、教諭が短時間で再任用される場合は講師(教育職1級の給与)で15時間30分だったが、教諭(2級)で19時間25分とするので、給与月額はこれまでの9万3600円から13万9048円となる。職務内容は授業と校務分掌、部活動顧問で従来と同じ。

日本母親大会に参加して

口加高校 藤田綾子

「憲法を守る」という主張をもっと具体的に発信しなければならぬ

8月末に東京で行われた母親大会に参加してきました。今大会では改憲問題がテーマの1つでもあり、孔雀荘での夏季教研の講演でも憲法について学んだところでしたので、思いきって東京にも勉強しに行ってみました。

1日目の全体講演会では、安倍政権の改憲案の論点を明確に把握することができ、講演された伊藤真氏の研究された語りに集中して考察することができました。印象に残ったのは、「憲法とは、権力が時の熱狂や独断で暴走するのを抑制するための法で、国民が権力者に守らせる法なのだ」「憲法で、時の風潮や個人によって変化する思想・信条・文化のよすがについて、これが正しい文化だとか規定するものではない」というような内容の指摘です。

2日目の分科会でも憲法がテーマの会に参加し、盛況を極めた会場は多様な職種の女性が全国から集い、いつも教員同士でしか関わりがない身の上にはとても新鮮でした。慈恵医科大学で憲法を担当されている大沢先生を囲んで、また違う視点から安倍政権改憲案の論点を学びました。各地での実践を自由に発言・紹介する時間も豊富に設定され、地道な署名運動やマスコミへの投げかけの取り組みがどんどん披露されました。参加してよかった、自分の視野の限界をひとつクリアできたと思います。

私が憲法についても視野を広げたいと思っ



7500人が参加した日本母親大会 in 東京



かできない役割を確立していくことに直結していると思うのです。今の改憲論は「自国の憲法は自国が国際的に有利に強くなるように制定してよい。そして強い国民のあるべき姿を憲法に盛り込まなければならぬ」というロジックで改憲を進めようとしているように見えます。

最後に、私が一番気にかかったのは、9条、25条、96条よりも、99条に関する事です。99条は憲法擁護義務に関してもありますが、その内容は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」です。

公務員としての人生を選んだ私は憲法を擁護する義務があります。